

基本  
方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策  
項目

## (5) 安全で安心な環境の充実

施策  
内容

## ①防災対策の充実

## 現況等

地震、風水害などの自然災害や人為災害に対し、その発生を未然に防止し、被害を最小限に止めるためには、防災訓練や治山・治水対策など国土保全等の予防対策の推進とともに、災害時の情報の収集、伝達、広報体制の確立及び安全な避難路、避難場所の確保などを適切・迅速に行える総合的な防災体制の充実に取り組む必要があります。

また、的確な初動体制の整備、被害の全体状況の早期把握、市民への速やかな情報提供のためには、情報通信基盤の整備も重要です。

原子力施設等の防災対策については、広域的な防災対策の確立や広域的な避難経路の確保に取り組む必要があります。

## 主要計画

## 1) 地域防災計画の充実

防災体制を強化し、総合的な防災対策の確立を図るため、「むつ市地域防災計画」を適宜見直し、充実に努めます。

## 2) 災害予防対策の推進

- 災害発生時における対応策を迅速かつ的確に行うため、関係機関と連携を密にして各種防災訓練を実施します。
- 防災知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域自主防災組織の育成指導に努め、自主的な防災活動を推進します。
- 公園緑地、学校、広場等を避難場所として確保し、それに伴う避難場所の整備を図るとともに、民間施設、地域集会所等を避難場所にするなどの推進を図ります。
- 宅地開発等により、土砂災害、崖崩れ、地滑り等の災害が誘発されないよう適正な土地利用の指導を図ります。
- 集中豪雨や融雪洪水による被害の発生を未然に防止するため、河川及び排水路の整備に努めます。

### 3) 治山・治水対策等、国土保全の推進

- 治山対策としては、危険区域の位置づけを明確にし、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等の推進とともに、開発の規制、保全施設の整備に努めます。また、二級河川等の流域の保安林配備計画を見直し、森林の保水機能の向上を図り、治山設備の整備を促進します。
- 治水対策としては、河川の現状を把握しながら、改修すべき指定延長を計画的に整備促進します。
- 国土保全としては、海岸侵食に対する海岸域の保全を図るため、海岸保全施設整備を促進します。

### 4) 防災体制の整備

防災活動の円滑な実施を推進するため、他市町村、関係機関などの相互間の有機的な広域防災体制を確立します。

### 5) 救援活動及び復旧対策の充実

災害発生時において、災害の拡大防止、非難救助及び生活必需品の供給など災害の規模、被害状況に応じた適切な救援措置を講ずるとともに、二次災害の防止を重点に早期復旧体制の確立を図ります。

### 6) 情報通信基盤の整備

災害時における情報の収集、伝達等の防災業務を適切に行うため、むつ地区、川内地区、大畑地区及び脇野沢地区の防災行政用無線の一元化を図り、地域マスメディアの利用拡大、携帯電話メール利用による情報の提供、テレホンサービスによる情報提供等の効率的な活用を図ります。また、市民に対する予報や警報等の災害情報伝達手段として、市の放送施設の効率的活用を推進します。

### 7) 原子力施設等の防災対策の充実

国及び県の原子力防災計画に基づき、広域的な防災体制の確立を図ります。

### 8) 広域的な避難経路の確保

防災活動を円滑に実施するため、関係機関との連携を保ちながら、他市町村への避難路の確保、広域的な避難体制の充実を図ります。

基本  
方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策  
項目

## (5) 安全で安心な環境の充実

施策  
内容

## ②消防・救急体制の充実

## 現況等

本市の消防業務は、周辺町村とともに下北地域広域行政事務組合を設置し、広域消防体制を築いており、消防本部、消防署及び消防分署が配置されています。しかしながら、消防署及び消防分署の各庁舎、消防車両等設備の老朽化等が進んでいることから、消防施設や消防設備の計画的な整備を進め、消防力の充実を図ることが課題となっています。

また、消防団は、地域に密着した組織であり、災害時等における役割がますます重要となっていることから、消防団員の確保が課題となっています。

今後、組織の強化・充実とともに、常備消防\*との連携を一層図っていく必要があります。

さらに、消防水利施設の整備及び救急業務体制の充実に取り組むとともに、防火思想の普及など、市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実が求められています。

## 主要計画 .....

## 1) 常備消防体制及び関連施設・設備の整備充実

大畑消防署、大湊消防署、川内消防分署及び脇野沢消防分署の各庁舎の老朽化が著しいため、近代消防を目指した施設整備を計画的に進めます。また、科学的な消防資機材の充実と機動性の向上を図るため、消防車両等の計画的な更新を図ります。

## 2) 消防団の体制整備と常備消防との連携強化

消防団は、地域に密着した組織であり、機動力等の点で災害時等の役割は、ますます重要性を増していることから、減少傾向にある消防団員の確保に努め、さらなる組織の強化・充実や常備消防との連携を図ります。

### 3) 消防水利施設の整備

消防水利を確保するため、防火水槽、消火栓の計画的な整備を図ります。

### 4) 救急業務体制の充実

救急需要の増大に対応するため、救急隊員の資質向上に努め、搬送体制を強化するとともに、医療機関の協力を得て、受入れ体制の強化を図ります。また、基本的な応急処置及びAED（自動体外式除細動器）\*を使用するの救命講習を開催するなど、救急業務の効率的運用を図ります。

### 5) 防火思想の普及及び防火体制の強化

- ・ 予防査察の強化及び防火相談、危険物の保安指導、建築指導等により火災予防の徹底を図るとともに、防火管理者の育成指導を強化し、自主防災体制の確立を図ります。
- ・ 春・秋の火災予防運動を推進するとともに、防火教室などの広報活動を通じて、防火思想の普及に努めます。
- ・ 地域ぐるみの防火運動を展開するため、町内会、婦人消防クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等の防火協力団体の育成強化に努めます。
- ・ 不特定多数の人が出入りする防火対象物の関係者に対する指導強化に努めます。
- ・ 高齢者や身体障害者等の災害時要援護者を中心とした死傷防止対策の徹底を図ります。



基本  
方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策  
項目

## (5) 安全で安心な環境の充実

施策  
内容

## ③公害対策の充実

## 現況等

公害は、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生ずる相当範囲内にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるものを言い、「産業公害」と「都市公害（生活公害）」の2つに分けられます。

本市においては、公害の発生は少ないものの、騒音、悪臭等の生活に係る苦情については、多様化しています。

また、住宅密集地区の生活排水による河川の水質汚濁も懸念されるため、あらゆる形態に対しての公害対策の充実を図り、快適な環境づくりのための監視及び指導體制の強化に取り組む必要があります。

## 主要計画

## 1) 公害防止対策の推進

環境アセスメント\*の実施と典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に対する監視及び指導體制等の強化を図ります。



基本方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

### (5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

#### ④環境衛生対策、廃棄物対策の充実

##### 現況等

環境衛生対策については、公共下水道事業をはじめ、循環型環境社会に向けた取組等により良好な生活環境が図られつつありますが、快適な生活環境の確保のため、さらに環境に対する啓発活動を積極的に展開し、世代を超え、地域ぐるみで環境美化、環境衛生の推進に取り組む必要があります。

また、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬について、業者に業務委託し、処分は下北地域広域行政事務組合が運営する一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」で実施していますが、極めて環境負荷の少ないガス化溶解施設として、平成15年度から本格稼働しています。

資源ごみについては、市民はもとより、町内会の協力のもと、回収業者及び「アクセス・グリーン」で資源化されています。

一方で、不法投棄については、いまだに散見され、本市としても看過できない問題となっています。

し尿処理については、下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」が、平成19年度から汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」として新たに本格稼働しており、懸案事項であった施設の老朽化と処理能力が解消されています。

また、合併処理浄化槽については、公共下水道、農漁業集落排水\*施設の整備と併せ、汲取り式便所又は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改良促進を図っていく必要があります。

##### 主要計画

#### 1) 環境美化の推進

市民一人ひとりが、自ら住む地域の快適で衛生的な生活環境を保つため、地域ぐるみで町内清掃、害虫の駆除、野犬対策、景観作物の導入等に努めます。

#### 2) 環境衛生の推進

井戸水等の使用における自主検査体制の指導強化と水質管理意識の普及啓発

に努めます。また、市民等のニーズや周辺環境の調和を図りながら、公衆便所の改修を図ります。

### 3) ごみ処理体制の充実

ごみの分別、減量化及び再資源化を促進するとともに、下北地域広域行政事務組合で運営している「アックス・グリーン」の適正な管理運営を推進し、ごみ処理体制の一層の充実を図ります。

### 4) 不法投棄対策の推進

関係機関との連携による監視体制と防止のための啓発を強化しながら、不法投棄対策の推進を図ります。また、産業廃棄物処理施設については、地域住民の環境保全を第一義に、適宜情報収集に努め、適正な運営を促進します。

### 5) し尿処理体制の充実

下北地域広域行政事務組合で運営している「むつ衛生センター」が、平成19年度から汚泥再生処理施設「むつ衛生センター」として新たに本格稼働していることから、この広域処理システムのもとに、公共下水道事業と共存し、し尿処理体制の一層の充実を図ります。

### 6) 合併処理浄化槽設置の推進

- 青森県汚水処理施設整備構想に基づいて、居住環境の改善、水質保全を図るため、公共下水道・農漁業集落排水事業と併行して合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 浄化槽法の一部改正により、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことに伴い、下水道事業整備区域外において、汲取り式便所又は単独処理浄化槽を設置している市民に対し、合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置補助金制度の啓発に努めます。

基本方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

### (5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

#### ⑤水道の安全・安定供給の確保

##### 現況等

水道は健康で文化的な生活を守り、地域の経済活動を支えるために欠くことのできない都市基盤施設となっています。

本市の水道事業は、給水人口の減少や市民の節水意識の向上などによる料金収入の減少、水質管理の強化、老朽化の進んでいる水道施設の整備、危機管理への体制強化及び多様化する市民ニーズへの対応などが大きな課題となっています。

これらの課題に適切に対処するための取組を推進し、「きれいで安全・安心なおいしい水の安定的な供給」を図り、市民の水道に対する満足度の向上に努める必要があります。

##### 主要計画

#### 1) 水資源の確保と保全対策

- 既存の水源で需要水量に対して十分な水量を確保していますが、今後の水需要の動向等を考慮しながら新規水源の調査等を含めた整備計画を進め、十分な水量の確保に努めます。
- 河川水を水源としている浄水場の上流域の大半が国有林であるため、関係機関との連携を図りながら水源かん養地帯の拡充と森林の保全に努力します。

#### 2) 供給施設の整備

- 安全で良質な水を安定的に供給するため、老朽化が進んでいる浄水施設の全面的な改修を図ります。
- 老朽化が進んでいる配水管は、基幹管路を優先しながら計画的な更新を実施し、安定した水道水の供給を図ります。
- 貯水槽水道施設に対して直結給水を促進し、安全で良質な水の供給を図ります。
- 地震等の災害に強い管路網の形成を図るため、耐震管の整備拡充を推進します。

### 3) 合理的な水利用の推進

- 市民に水道の有効利用と節水意識の啓発を行うとともに、公共施設や大口需要者を対象に、水の再利用による節水意識の高揚に努めます。
- 配水計画に基づいた効率的な給水ブロックづくりと各水源地間の融通体制を確立します。
- 配水管路の点検と漏水調査を実施することにより無効水量を減少させ、効率的な水利用を図ります。

### 4) 簡易水道の整備

- 安全で良質な水を安定的に供給するため、上水道への統合整備を含め、老朽施設の全面改修を図ります。
- 老朽化が進んでいる配水管の計画的な更新を推進します。

### 5) 健全な経営の推進

老朽施設の全面改修等の新たな設備投資が見込まれることから、収益の確保を図るとともに施設管理の効率化と経営の合理化を推進して経費の縮減を図り、水道事業の健全な経営に努めます。

### 6) 災害対策の充実

- 災害時の給水拠点とするため、配水池への緊急遮断弁の設置と緊急貯水槽の設置を推進します。
- 水道の危機管理マニュアルを作成し、危機管理体制の強化を図ります。
- 災害時の応急復旧については、より実効性のある作業マニュアルを作成して災害時に即応できる体制の強化を図ります。



基本方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策項目

### (5) 安全で安心な環境の充実

施策内容

#### ⑥交通安全の確保

##### 現況等

本市の交通事故は、若干の減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が巻き込まれる事故が依然として発生しています。

また、近年、飲酒、暴走運転による交通事故の発生が目立ち、交通ルールの遵守が強く求められています。

交通ルールの遵守及び交通モラル等の向上を図るため、学校、家庭、職場等において、交通安全教育の徹底を図るとともに、交通安全意識の普及、啓発に努めることが必要です。

また、交通安全施設の設置等交通環境の整備が課題となっています。

##### 主要計画

#### 1) 交通安全意識の高揚

幼児から高齢者までの交通安全教育の充実を図るとともに、運転者や歩行者の交通ルールの遵守及び交通モラルの向上等、交通安全意識の普及、啓発に努めます。

#### 2) 交通環境の整備

幹線道路\*等における交通安全確保と交通渋滞の緩和を図るための交通規制の実施、歩行者の安全を守るための歩道、信号機、カーブミラー、防護柵、道路照明等の交通安全施設の整備及び冬期間の道路交通の確保について、関係機関と連携を図ります。

#### 3) 被害者救済体制の確立

交通事故相談業務を充実するとともに、交通災害共済の加入促進を図ります。

基本  
方針

## 3. 人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり

施策  
項目

## (5) 安全で安心な環境の充実

施策  
内容

## ⑦防犯対策の充実

## 現況等

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」が平成18年4月1日から施行され、市民が安全に安心して暮らすことのできる地域づくりを目指し、県が主体となり警察、市町村、学校、地域が一体となって取り組んでいるところです。

市では、既存の防犯組織による防犯パトロール、防犯に関する広報や啓発活動、地域の危険箇所への立て看板設置等の活動を展開しています。

昨今の声かけ事案や不審者対策としては、「子ども・女性110番の家(店)」ステッカーを保護者世帯や深夜営業店などへ配布、「子ども110番の車」ステッカーを各種団体やタクシー会社及び宅配業者等へ配布するなど、地域の安全対策に取り組んでいますが、より一層の体制強化が今後の課題となっています。

また、架空請求詐欺などの多発する消費者トラブルの未然防止対策が求められています。

## 主要計画

## 1) 地域全体での防犯意識の高揚

地域住民の防犯意識を高めるため、関係機関や団体と連携して啓発事業を推進します。

## 2) 地域コミュニティ\*による積極的な防犯活動への支援体制の強化

地域コミュニティによる積極的な防犯体制の整備等を行い、防犯活動への支援体制の強化を行います。

## 3) 子ども、女性の安全対策の推進

「子ども・女性110番の家(店)」の支援と体制強化を推進します。

## 4) 消費者保護の推進

消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活相談体制の充実など市民が安全な消費生活を送れる環境を整備します。

